

医療・福祉関連展示会出展事業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱はものづくり中小企業者等の医療・福祉関連産業への新規参入を促すために、本市が定めた医療・福祉関連の展示会に出展する事業者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 広島広域都市圏 令和8年3月に定めた第3期広島広域都市圏発展ビジョンに規定する連携中枢都市圏をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参加していない者をいう。

(対象者)

第3条 対象者は、本市が定める医療・福祉関連の展示会に出展することを希望する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広島広域都市圏内に主たる事業所を有する中小企業者又は広島広域都市圏内に主たる事業所を有する中小企業者が代表者となっている組合若しくは研究開発グループ
 - (2) 医療・福祉関連産業への新規参入又は販路拡大を目指す者
 - (3) 展示会の開催期間中、自社ブースに十分な人員を派遣できる者
 - (4) 本市の求めに応じて商談の実績を報告できる者
 - (5) 本市及び展示会主催者の指示に従い、出展に必要な準備等が行える者
 - (6) 出品物等の搬入出が行える者及び責任をもって出品物等の管理が行える者
 - (7) 出展対象となる技術、製品を保有する者
 - (8) 国、地方公共団体の支援(国や地方公共団体の補助金等を財源の一部とした事業による支援を含む。)を受けており、当該支援の実施主体が展示会出展を適当と認めている者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者に該当しないものとする。
- (1) 市税又は町税を滞納している者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (3) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が行われている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている者

(出展申請)

第4条 出展を希望する者は、次に掲げる書類を添えて、出展申請書(様式第1号)を市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 提案書(様式第1号 別紙1)

- (2) 会社案内（パンフレット、約款等）
- (3) 非補助対象者ではない旨の誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 市税又は町税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（出展決定）

第5条 市長は、前条の規定による出展申請書の提出があったときは、これを審査し、出展が適当と認めるときは、出展決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、出展を決定した者については出展決定通知書（様式第3号）により、出展を決定しなかった者については出展不採択通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（出展決定の取消し等）

第6条 市長は、前条の決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正手段により、同条の決定を受けたことが明らかになったときは、同条の決定を取り消すものとする。

（費用負担）

第7条 出展に係る費用負担は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 出展に係る小間料及び別に定める会場装飾料は、広島市の負担とする。
- (2) (1)に定める費用以外の費用は、出展者の負担とする。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企業誘致・創業推進課長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。